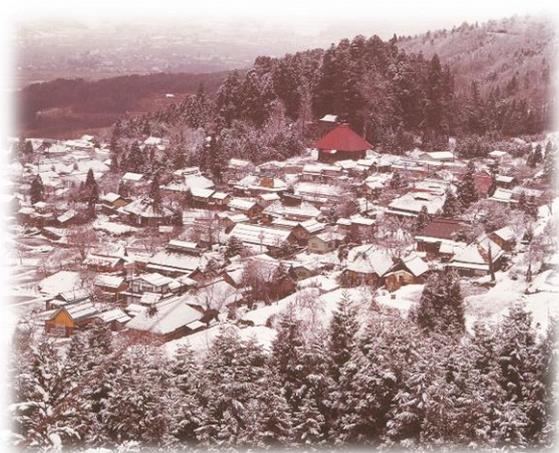


## 小菅に移住をお考えの皆様へ

小菅は豊かな自然と脈々と受け継がれてきた歴史文化が色濃く残る地域です。このため、飯山市瑞穂地区小菅区とその周辺地域は、平成27年1月26日に国の重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」に選定されました。

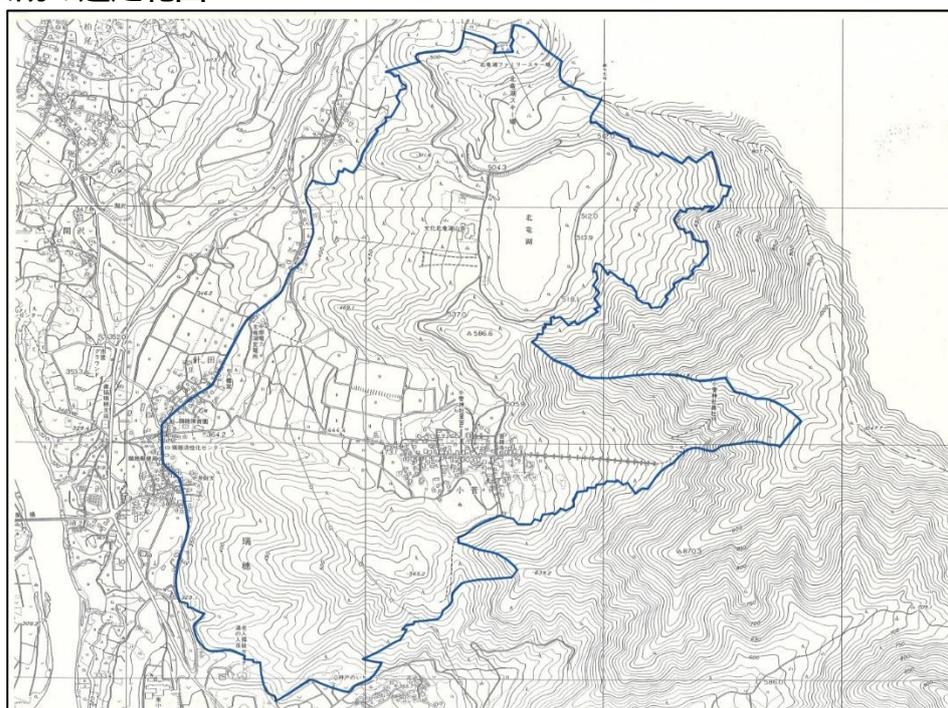


小菅全景

### 文化的景観とは？

文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」として文化財保護法第2条に定義されています。

### 文化的景観の選定範囲



### 重要な構成要素とは？

重要な構成要素は、文化的景観の本質的な価値を示し、保護対象として不可欠な構成要素のうち、所有者などの同意を得て保存活用計画に特定されたものを指します。小菅では、民家や社寺などの建造物、水路や道、水田などがあります。これらの要素の保全を行い、その土地ならではの個性的な景観価値を守り、その文化財産の継承を図っていきます。 ※重要な構成要素に該当する物件等の詳細は「裏面」お問い合わせ先までお問い合わせください。

### 重要な構成要素に特定されるとどうなるの？

重要な構成要素に特定されたものを、増改築や減築を行うなどの現状変更等を行なう場合には、文化的景観保存計画等に基づいて、事前に届出が必要になります。また、災害で被害を受けるなど、き損した場合等にも届出が必要です。

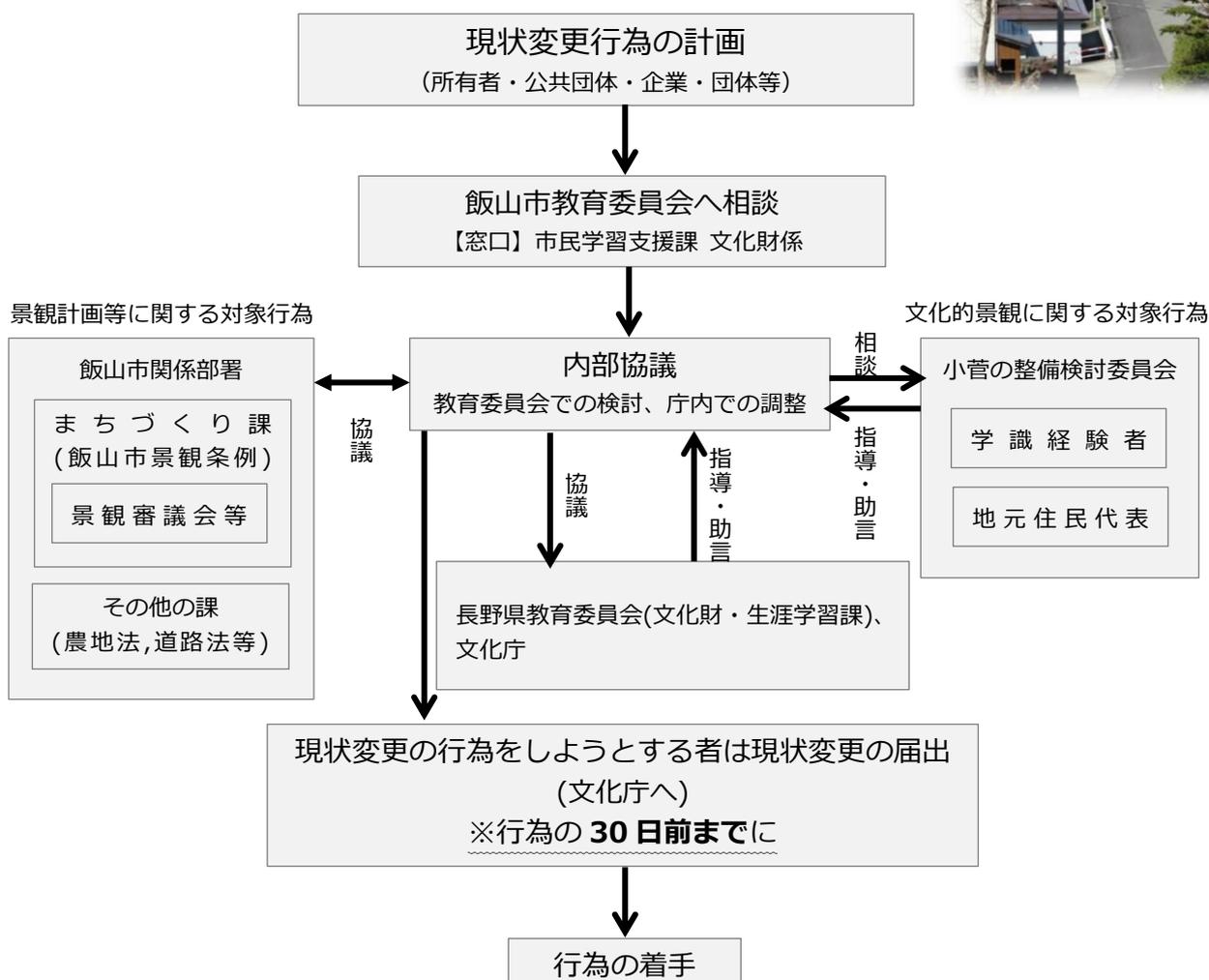
### メリットは？

重要な構成要素の修理や災害復旧について、必要と認められる場合は、経費の一部が市・県・国から補助されます。また、固定資産税の一部が減免されます。

## 現状変更等の流れ

重要な構成要素の現状変更等を行おうとする場合は、文化財保護法の規定により、30日前までに文化庁に届出を行わなければなりません。届出に際しては、現状変更等を行う60日前までに、飯山市教育委員会等と協議の実施をお願いしています。これとは別に、市の景観条例に基づく届出なども必要となります。また、き損した場合などにも届出が必要となります。

	届出者	届出時期
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	行為をしようとする者	実施しようとする30日前までに文化庁長官へ届出
滅失(焼失、流失等により滅失した場合)	所有者等	滅失を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出
き損(災害等により大きく破損した場合)	所有者等	き損を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出



※上記の規定にかかわらず、移住等を予定している方、現状変更等の予定がある場合はお早めにご相談ください。

お問い合わせ先  
 飯山市教育委員会 市民学習支援課 文化財係(飯山市ふるさと館内)  
 Phone/Fax:0269-67-2030  
 E-mail:furusato@city.iiyama.nagano.jp

